

第3回

平成28年4月28日

著作物

誰が何を 権利として主張できる？

杉山 務

勝沼ワイナリー看板事件

東京地裁250702



原告看板



被告看板

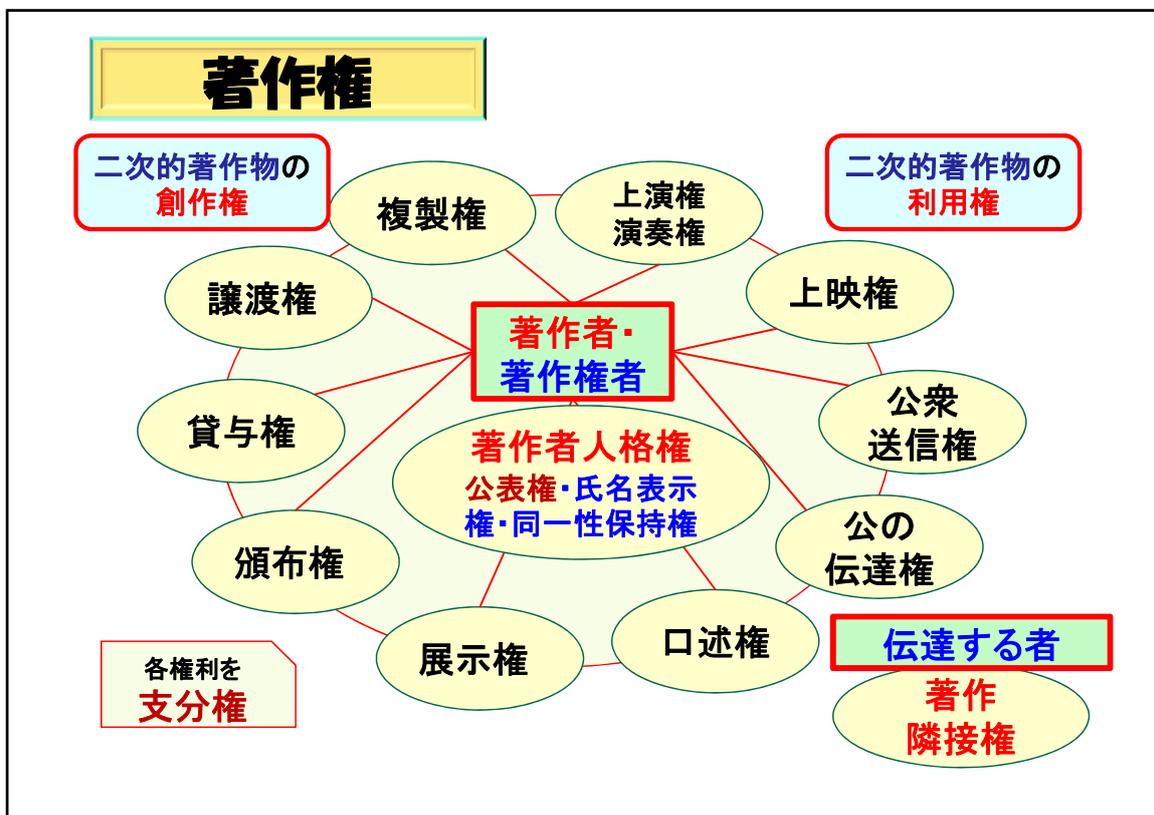


被告の看板は原告の著作権を侵害するか

- ① 看板に文字, 矢印及び距離, 図形の表示は, 一般的
- ② 文字のバランスに工夫があるとしても, ありふれたもの
- ③ 書体の形態は情報伝達機能を発揮するため必然的
- ④ 濃い青色と白色と黄色を採用は, ありふれたもの
- ⑤ 文字と図柄の単純な組合せ

創作性を有しているとは認められない

著作権法上保護されるに足りる創作性があるということはい
できない



著作物

10条

著作物の例示（おおむね次のとおり）

- 一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画, 版画, 彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面, 図表, 模型
その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

他に 二次的著作物, 編集著作物, データベースの著作物

著作物の種類

保護対象となる著作物

- 一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の言語の著作物

短歌, 俳句, 詩歌, エッセイ, シナリオ
演説, 説教, 座談会の会話, 暗号, 手話
点字, 職業別電話帳, 選挙当落予想図 など
事実の伝達にすぎない雑報又は時事の報道は該当しない

- 二 音楽の著作物

楽曲, 楽曲を伴う歌詞
即興演奏(浪花節, ジャズ等)
楽譜に表示されている必要はない

交通安全スローガン事件

東地130530

ボク安心 ママの膝より チャイルドシート

全国交通安全スローガン最優秀賞

ママの胸より チャイルドシート

交通安全テレビCM

争点:

- 1 スローガンの著作物性の有無
- 2 著作権(複製権)侵害の有無

- 1: 著作権法における「創作的に表現したもの」とは、厳密な意味で、独創性の発揮されたものであることまで求められないが、作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要であるが、スローガンは個性が十分発揮されており著作物性を有する
- 2: スローガンの創作性を根拠付ける部分で相違しており複製権を侵害しない

桃中軒雲右衛門事件

明治・大正期の浪花節師であった桃中軒雲右衛門の**実演が著作物と言えるか**、浪花節の実演が著作権を有するかを争った「桃中軒雲右衛門事件」

浪曲ブームで、桃中軒雲右衛門のレコードは飛ぶように売れたが、海賊版の横行も加速 → 裁判

1, 2審とも権利侵害, 大審院は非侵害

桃中軒雲右衛門(1873-1916)

大判大3・7・4刑録20輯1360頁, 大正3年(れ)第233號 著作権法違犯並附帯私訴ノ件 第一審・東京地方裁判所, 第二審・東京控訴院

参考判決抜粋: 即興的音樂ノ演奏ニシテ純然タル瞬間創作ニ屬スルモノハ演奏者ノ主觀ニ於テ其旋律力確定スル場合又ハ演奏者力特ニ樂譜ヲ作りテ之ヲ固定セシメタル場合ノ外ハ音樂的著作物トシテ著作権法ノ保護ヲ受ルコトヲ得ス從テ此種ノ音樂ヲ蓄音機ニ寫調スルモ偽作トシテ著作権法ノ制裁ヲ受クルコトナシ

著作物の種類

保護対象となる著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

日本舞踊, バレエ, ダンス, 舞踏, パントマイムの振り付け
 ※ 演技でなく演技の型

四 絵画, 版画, 彫刻その他の美術の著作物

書, まんが, 舞台装置なども
 ※ 美術工芸品含む, 応用美術(絵付け茶碗, 皿)は議論あり

五 建築の著作物 <芸術的な建築物のみ>

芸術的な建造物, 橋, 高速道路, 公園なども
 ※ 芸術性のない一般住宅は対象外

絵画の著作物

東京高裁130123

ケロケロケロップ

被告著作



本件著作



輪郭の線の太さ, 目玉の配置, 瞳の有無, 顔と胴体のバランス, 手足の形状, 全体の配色等において, 表現を異にしていることが明らか

カエルを擬人化した図柄で, その「表現したもの」における, 基本的な表現に注目すると, ①顔の輪郭が横長の楕円形であること, ②目玉が丸く顔の輪郭から飛び出していること, ③胴体が短く, これに短い手足をつけていること, を挙げることができる。これは, 擬人化する際のものとして通常予想される範囲内のありふれた表現

著作物の種類

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型 その他の図形の著作物

道路地図、住宅地図、観光地図、建物の設計図、グラフ、図解、地球儀、人体模型なども

※ 冷蔵庫等電気機器や機械の設計図は対象外

七 映画の著作物

劇場用映画、テレビ映画、ビデオ専用シネマ、テレビドラマ、テレビコマーシャルなど

※ ただし、録画されているものに限る

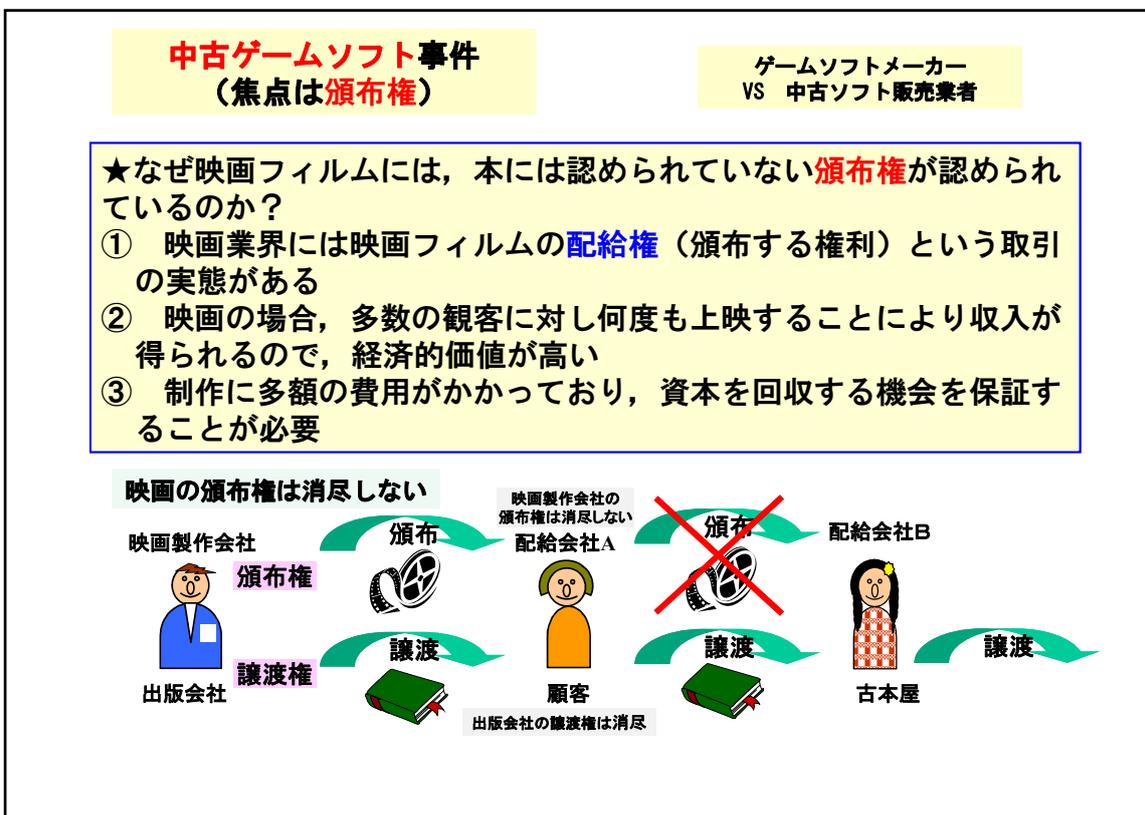
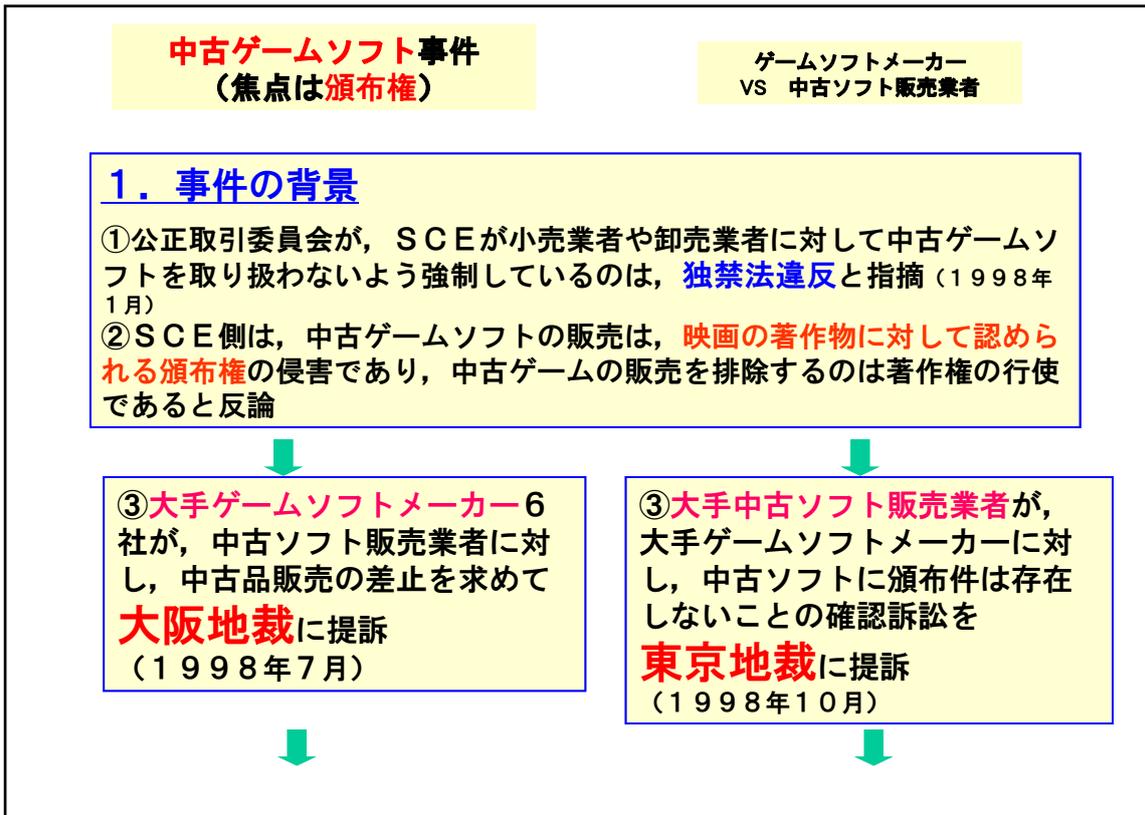
パックマン事件（焦点は上映権）

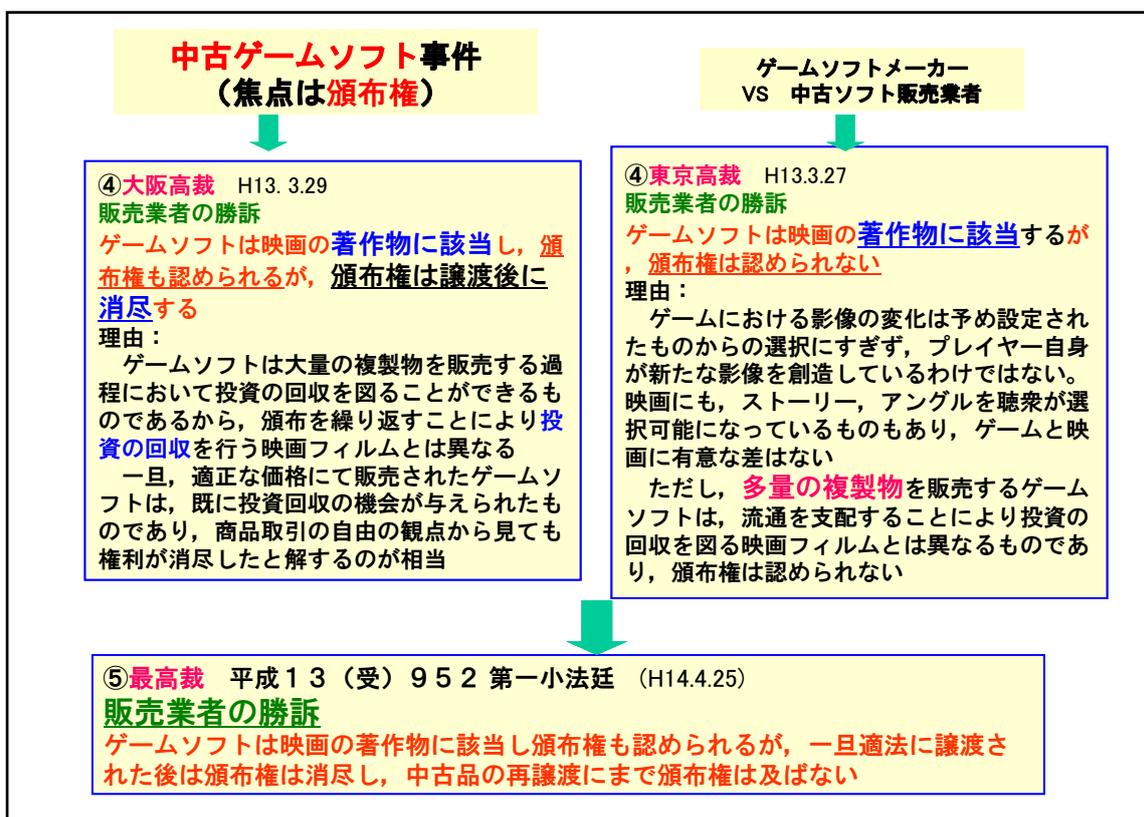
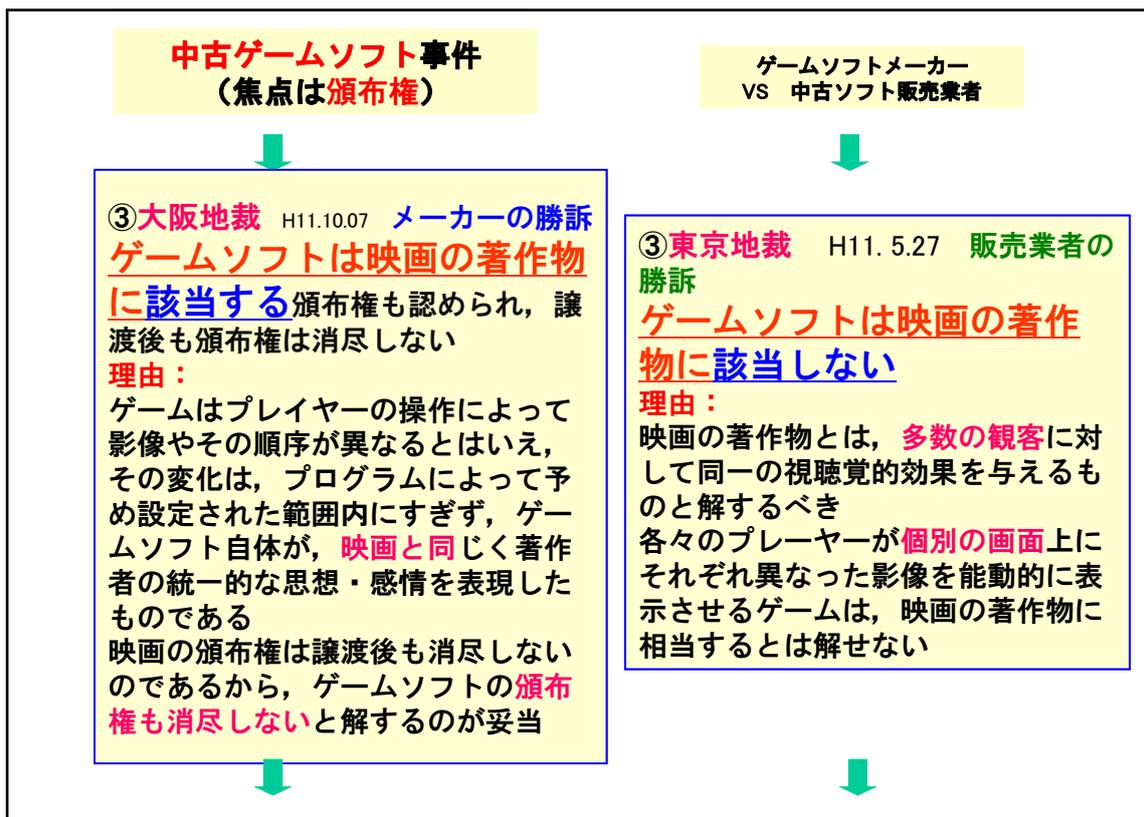
ナムコ VS
酔心興業（喫茶店「マイアミ」）

3. 裁判所の判断（東京地方昭和五六年（ワ）第八三七一号）

ビデオゲームも映画の著作物に該当する（ナムコの勝訴）

- ① ビデオゲームも、映画の効果に類似する視覚的、聴覚的効果を生じさせるものである
- ② ゲームによる映像の変化もレバー操作に応じた有限のものであり、再現性があるので「物に固定」されているとみなされる
- ③ 著作者の知的文化的精神活動の所産として産み出されたものであることも明らか





著作物の種類

八 写真の著作物

写真, グラビアなど

※ 3分間写真は, 通常著作物とはならない

九 プログラムの著作物

アプリケーションプログラム

編集著作物

編集物で素材の選択又は配列に創作性を有するもの

データベースの著作物

情報の選択又は体系的な構成に創作性を有するもの



足尾銅山

『廃墟の写真は模倣』 差止め提訴

写真家の丸田さん

「作品をまねされ、著作権を侵害された」

写真集の販売差し止めと損害賠償請求

足尾銅山付近の建物（栃木県）や

旧丸山変電所（群馬県）

「長い時間をかけて文献などを調べて被写体を探し出し、現地に何度も足を運んで構図や撮影時期を選んでおり、高い創造性がある」

「類似点があまりにも多く、自分の方がまねをしたと思われ、不愉快だ」

2009年1月10日 東京新聞朝刊

廃墟写真著作権侵害訴訟

知財高裁230510

両者の撮影方向は左方向からか、右方向からかで異なり、撮影時期が異なることから、写し込まれている対象も植物があつたりなかったりで相違している
そもそも、撮影対象自体に本質的特徴があるということとはできない

廃墟が既存の建築物である以上、撮影することが自由な廃墟を撮影する写真に対する法的保護は、著作権及び著作者人格権を超えて認めることは原則としてできないというべきである

著作物の種類

保護対象とならない著作物 13条

- ▼ 憲法や**法律**
- ▼ 告示, 訓令, **通達** (国や地方公共団体発行)
白書は含まれない
- ▼ 裁判所の**判決**, 決定, 命令, 行政庁の採決, 決定
特許庁の審決
- ▼ 法律や告示, 判決などの**翻訳物**, **編集物**

著作権が発生せず, 著作人格権もないから加工編集自由

ま と め



- 1 音楽CDは, 中古品販売できますか
- 2 映画のDVDは, 中古販売できますか
- 3 廃墟写真は, 著作物として権利がありますか
- 4 妖怪の図柄に著作権はありますか

ご清聴 ありがとうございました。